

平成30年10月 鞍手町農業委員会定例総会議事録

(第10回)

注：発言の内容についてはその要旨を記載しています。

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消してあります。

第10回 鞍手町農業委員会総会議事録

平成30年10月10日

開催場所 第2会議室

出席委員（13名） 相葉富雄（会長）、小長光隆（副会長）、幸田剛（副会長）
栗田美和、栗田英洋、筒井浩一、石田祐二、福本平
花田貴志、白石信幸、安永洋一、田中勉、遠藤幸男

欠席委員（0名）

事務局職員（2名） 筒井英和事務局長、中勇一郎係長

会議の概要

局長 定刻になりましたので、総会を開催するところですが、お配りして
います議案書に申し訳ありませんが訂正箇所がございますのでご説明いたし
ます。

まず、第1点本日の議案は第24号より第28号まで5件の議案を予定して
おりましたが、お手元の議案書の2ページ、議案第25号につきましては、
昨日行われました農地部会で協議をした結果、今回の総会の議題からは取り
下げるということになりました。取り下げの理由といたしましては、申請地
の排水経路や廃数量の農業用水路における影響を考えると、再度検討する必
要があると昨日の農地部会で現地調査を行い協議した結果、見直してもら
うということになりましたので、本日の議案より取り下げることとなりました
のでご了承願います。

もう一点は、議案書1ページの24号をご覧ください。申請地 新北長屋9
02番地と903番地の地目について、登記および現況の地目が「田」とな
っておりますが、正しくは「畑」でございます。もう1箇所、入江秀文様の
住所が大字八尋となっておりますが、新北に訂正をお願いいたしますととも
にお詫びを申し上げます。

会長 それでは、ただ今より、第10回鞍手町農業委員会を開催致します。本日の
出席人員は13名で、会議は成立致します。本日の議事録署名委員は7番の

幸田剛委員と8番の白石信幸委員の2名を指名致します。議案については事前配布でございますので、事務局長より議案朗読及びその他の報告を致します。

局 長

それでは、議案の朗読をさせていただきます。

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第26号 農用地利用集積計画（所有権移転）について 2件

議案第27号 農用地利用集積計画（利用権設定）について 3件

議案第28号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定について1件
以上が本日の議題であります。

続きまして非農地証明願いが2件ございます。農地第一分科会で現地調査実施後審査の結果承認することとしましたので報告いたします。内容につきましては本日総会資料の13ページから17ページの通りとなっておりますのでご覧いただきたいと思っております。続きまして、農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約が2件を報告いたします。配布しました資料のとおり、〇〇様、〇〇様より農地法第18条第6項による合意解約の通知がありましたのでご報告いたします。内容といたしましては資料の18ページのとおりでございます。

続きまして、来月の日程でございますが、農地第一部会を11月8日の木曜日午後1時30分から、農業委員会総会を平成30年11月9日金曜日、午後1時30分からそれぞれ予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

会 長

それでは、議案の審議に移ります。議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請についてですが、議事参与の制限により〇〇委員には退席願います。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

局 長

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について2件。1件目、譲受人〇氏、譲渡人〇氏、申請土地、新北〇〇番地、外〇筆、登記、現況地目ともに田、面積合計〇〇㎡。2件目、譲受人〇氏、譲渡人〇氏、申請土地、新北〇〇番地、外〇筆、登記、現況地目は田及び畑、合計面積〇〇㎡。譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業経験の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、第2項第1項の要件には該当しない。第2項第2号、第2項第3号は適用なし。譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため第2項第4号は該当しない。譲受人が耕作の事業に供すべき農地は農業委員会が定める下限面積を超えているので

第2項第5号は該当しない。譲受人は申請農地周辺にて農作業に従事しており、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられるため、第2項第7号は該当しない。このことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

会 長 本案においては農地第一分科会で事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光 隆君。

農地部会長 議案審査報告、議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について2件。上記の議案について10月9日農地第一分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。以上報告します。平成30年10月10日、農地部会長 小長光 隆。

会 長 ただ今、農地部会長より審査報告がございましたが、何か質疑・質問はございませんか。

「ありません」の声あり

会 長 質疑、質問はないようですが、意見等はありませんか

「ありません」の声あり

会 長 意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。

「異議なし」の声あり

会 長 ご異議がないようですので本案は申請どおり許可することに決定しました。

(〇〇委員 入室)

会 長 続きまして議案第26号 農用地利用集積計画(所有権移転)について2件。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

局 長 議案第26号 農用地利用集積計画(所有権移転)について2件。〇〇氏、

〇〇氏から福岡県農業振興推進機構への所有権移転です。申請土地は新北〇〇番地、外〇筆、登記地目及び現況地目は田、面積〇〇㎡、利用目的は水田、対価〇〇円、所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期は平成30年10月25日であります。以上です。

会 長 本案においても農地第一分科会で事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光 隆君。

農地部会長 議案審査報告、議案第26号 農用地利用集積計画(所有権移転)について2件。上記の議案について10月9日農地第一分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。以上報告します。平成30年10月10日、農地部会長 小長光 隆。

会 長 ただ今、農地部会長より審査報告がございましたが、何か質疑・質問はございませんか。

「ありません」の声あり

会 長 質疑、質問はないようですが、意見等はありませんか

「ありません」の声あり

会 長 意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。

「異議なし」の声あり

会 長 ご異議がないようですので、本案について承認することを町長に回答します。

会 長 続きまして議案第27号となっておりますが、議事参与の制限により私は退席いたします。議事の進行の方は農政部会長の幸田剛委員にお願いいたします。

(相葉会長 退席)

農政部会長 議案第27号 農用地利用集積計画(利用権設定)について3件。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

局長 議案第27号 農用地利用集積計画(利用権設定)3件。再設定3件、利用権を設定する土地、八尋〇〇番地、外〇筆、現況地目田及び畑、合計面積〇〇㎡、利用権の種類は賃貸借、内容水稻、始期は平成30年10月20日、及び平成30年10月22日、存続期間はそれぞれ5年から10年。借賃は旧耕作料に準ずるであります。以上3件の利用権設定について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

農政部会長 本案においても農地第一分科会で事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光 隆君。

農地部会長 議案審査報告、議案第27号 農用地利用集積計画(利用権設定)について3件。上記の議案について10月9日農地第一分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。以上報告します。平成30年10月10日、農地部会長 小長光 隆。

農政部会長 ただ今、農地部会長より審査報告がございましたが、何か質疑・質問はございませんか。

「ありません」の声あり

農政部会長 質疑、質問はないようですが、意見等はありませんか

「ありません」の声あり

農政部会長 意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。

「異議なし」の声あり

農政部会長 ご異議がないようですので、本案について承認することを町長に回答します。

(相葉会長 入室)

会 長 続きまして議案第28号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定について 1件。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

局 長 議案第28号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定について1件。農地の出し手から農地中間管理機構、そして借り手に設定されます。農地中間管理機構から借り手の方には、農地中間管理事業の農地利用配分計画に基づいて設定されるようになります。申請者は〇〇氏、申請土地は小牧〇〇番地、外〇筆、合計面積〇〇㎡、始期平成30年12月1日、終期平成41年4月30日です。借賃は各筆で異なります。

会 長 本案においても農地第一分科化で事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光 隆君。

農地部会長 議案審査報告、議案第28号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定について1件。上記の議案について10月9日農地第一分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。以上報告します。平成30年10月10日、農地部会長 小長光 隆。

会 長 ただ今、農地部会長より審査報告がございましたが、何か質疑・質問はございませんか。

「ありません」の声あり

会 長 質疑、質問はないようですが、意見等はありませんか

「ありません」の声あり

会 長 意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。

「異議なし」の声あり

会 長 ご異議がないようですので、本案について承認することを町長に報告します。に決定しました。なお、本案は農地中間管理事業の実施に関する法律の規定により県知事の許可事項となっております。

会 長 次にその他に移ります。何かございませんか。

会 長 ないようですので、これをもちまして総会を閉会いたします。

議事録署名委員

幸 田 剛

白 石 信 幸